

## 文部科学省所管独立行政法人の見直し当初案

### 文部科学省所管独立行政法人の見直し当初案の内容一覧表

日本原子力研究開発機構 ..... P. 1

### 見直し当初案整理表

日本原子力研究開発機構 ..... P. 3

各府省別法人の見直し当初案の内容一覧表

府省名		文部科学省・経済産業省		
法人名	1. 事務及び事業の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)		2. 組織の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	
	事務及び事業名	具体的措置(又は見直しの方向性)		
日本原子力研究開発機構	エネルギーの安定供給と地球環境問題の同時解決を目指した原子力システムの研究開発	<p>【事業の維持・強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2010年の評価を踏まえて高速増殖炉サイクル技術の研究開発を実施し、「もんじゅ」の本格運転による実績の蓄積を行う。</li> <li>・高レベル放射性廃棄物の処理・処分技術を着実に実施し、国民への理解促進を強化する。</li> <li>・ITER計画及びBA活動を着実に実施する。</li> <li>・軽水炉再処理技術開発の民間移転を着実に実施し、技術の高度化支援を強化する。</li> </ul> <p>[機構の行う研究開発は、実証・実用段階に達したものは民間主体に移転しているところであり、これまでの軽水炉再処理開発技術については、平成27年度末までに民間に移転する。]</p> <p>【施設の廃止】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業に係る施設等のうち、研究が終了又は中止したもののについて廃止措置に移行する。</li> </ul> <p>〔「ふげん」、「自由電子レーザー(FEL)」、「むつ地区燃料・廃棄物取扱棟」等の施設の廃止については、平成20年度末までに着手年度及び完了年度を決定する。〕</p>	<p>【組織体制の強化】</p> <p>基礎・基盤研究部門とプロジェクト研究開発部門との連携等、組織間の連携・融合の強化を図り、研究成果の有効利用と民間移転を強化する。</p> <p>運営管理部門と事業推進部門の合理化を図り、経営のリーダーシップを強化する。</p> <p>【営業運営体制の整備】</p> <p>eラーニングやチェックシート作成による許認可の確認等を継続する。</p> <p>引き続き、職員を対象とした研修会、PDCAサイクル、客観的評価、ISOの積極的取得及び品質保証活動等について、全拠点の品質保証活動に展開する。</p> <p>[コンプライアンス・内部統制については、これまでの取組を再考し、効果を上げていない取組を見直すとともに独自の取組を開始して、機構のコンプライアンス・内部統制向上に向けた姿勢をより鮮明にする。具体的には、各拠点におけるチェックシート作成による許認可の確認を行うとともに、引き続きPDCAサイクルの実施、客観的評価の実施、ISOの積極的取得、品質保証活動等の取組を進め、一層の強化を図る。]</p>	<p>【保有資産の見直し】</p> <p>業務遂行上、真に必要なものを除いて廃止・売却を実施する。</p> <p>[使用されていない宿舎、宿舎跡地については、平成19年度末までに売却等方針を決定する。また、昭和30年代に建設され老朽化した宿舎及び入居率が低調な宿舎、「那珂核融合研究所の未利用地(西地区)」については、平成20年度末までに売却等方針を決定する。]</p> <p>[青山、下北、櫛川、土岐等分室については、利用実績等を勘案し、平成20年度中に廃止・売却を含め、その在り方について検討を行う。]</p> <p>【自己収入の増大】</p> <p>国等の大型公募事業の継続を前提に、次期中期目標期間の自己収入額882億円を目指す。</p> <p>[共同研究資金の獲得、競争的資金の獲得、施設利用料の増大、寄附金の増大、間接経費・受託収入、売電収入等のその他収入についてそれぞれ定量的な目標を平成20年度中に策定し、経営の効率化を図る。]</p>
	量子ビームの利用のための研究開発	<p>【運営の効率化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大強度陽子加速器施設(J-PARC)の陽子ビーム出力の向上等を実施するとともに、施設の運営に当たっては、類似する委託業務の一括契約等を図り、経費の圧縮等運営の効率化を図る。</li> </ul> <p>[大強度陽子加速器施設(J-PARC)については、平成19年度末を目途に経費の圧縮等運営の効率化の方向性について結論を得る。]</p>		
	原子力の研究、開発及び利用の安全の確保と核不拡散に関する政策に貢献するための活動	<p>【事業の維持・強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「原子力の重点安全研究計画(第2期)」等に基づく安全研究を継続する。</li> <li>・核不拡散、保障措置等の技術開発の継続。</li> </ul> <p>【施設の廃止】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業に係る施設等のうち、研究が終了又は中止したもののについて廃止措置に移行する。</li> </ul> <p>〔「ふげん」、「自由電子レーザー(FEL)」、「むつ地区燃料・廃棄物取扱棟」等の施設の廃止については、平成20年度末までに着手年度及び完了年度を決定する。〕</p>		

日本原子力  
研究開発機  
構

<p>自らの原子力施設の 廃止措置及び放射 性廃棄物の処理・ 処分に係る技術開 発</p>	<p><b>【事業の強化】</b> ・原子力施設の廃止及び放射性廃棄物の処理・処分の技術開発について強化する。 <b>【法改正に伴う新規業務】</b> ・低レベル放射性廃棄物の埋設処分について、国の定めた方針に基づいて実施する。 <b>【施設の廃止】</b> ・本事業に係る施設等のうち、研究が終了又は中止した<u>ものについて廃止措置に移行する。</u> [「ふげん」、「自由電子レーザー(FEL)」、「むつ地区燃料・廃棄物取扱棟」等の施設の廃止については、平成20年度末までに着手年度及び完了年度を決定する。]</p>
<p>原子力の研究、開発 及び利用に係る共通 的科学技术基盤の 高度化</p>	<p><b>【事業の維持・強化】</b> ・原子力の基礎・基盤技術として、核工学・炉工学の研究及び環境・放射線工学の研究等を持続的に実施し、核データの整備や安全解析ソフトの整備等を図り、我が国の原子力研究開発の維持・強化を行う。 <b>【施設の廃止】</b> ・本事業に係る施設等のうち、研究が終了又は中止した<u>ものについて廃止措置に移行する。</u> [「ふげん」、「自由電子レーザー(FEL)」、「むつ地区燃料・廃棄物取扱棟」等の施設の廃止については、平成20年度末までに着手年度及び完了年度を決定する。]</p>
<p>産学官との連携の強 化と社会からの要請 に対応するための活 動</p>	<p><b>【事務・事業の見直し】</b> ・<u>展示施設について、利用率の向上、一部機能の見直し、支出の抑制、一部施設の有料化等、平成19年度末に示したアクションプランを引き続き着実に実施する。</u> [展示施設については、地域住民の理解と信頼の醸成を効果的に実施するため、平成19年度末までに数値目標等を盛り込んだアクションプランを策定し、展示施設の利用効率等の向上を図るとともに、有料化の是非について検討する。] <b>【事業の強化】</b> ・国内の産学官の原子力人材育成ニーズ及びアジア地域の原子力人材育成ニーズに対応し、原子力分野の人材育成及び国際協力を強化する。</p>

※ 「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)を踏まえた措置については、下線を引いた上で、具体的措置の記載の末尾に[ ]括弧書きで同計画の該当箇所を引用。

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名	独立行政法人日本原子力研究開発機構			府省名	文部科学省・経済産業省		
沿革	昭和 31.6 日本原子力研究所 → 昭和 60.3 日本原子力船研究開発事業団を統合 昭和 31.8 原子燃料公社 → 昭和 42.10 動力炉・核燃料開発事業団 → 平成 10.10 核燃料サイクル開発機構 → 平成 17.10 独立行政法人日本原子力研究開発機構						
中期目標期間	第1期：平成17年10月～22年3月 第2期：平成22年度～26年度						
役員数及び職員数 (平成21年1月1日現在) ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。	役員数(うち、監事の人数)			職員の実員数			
	法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数				
	11人(2人)	11人(2人)	0人(0人)	4,683人			
年 度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度(要)	
国からの財政支出額の推移 (単位:百万円)	一般会計	32,892	81,385	80,202	75,754	73,741	90,795
	特別会計	50,365	108,805	109,596	110,442	111,077	113,965
	計	83,257	190,190	189,798	186,196	184,818	204,760
	うち運営費交付金	76,747	161,838	163,224	168,696	169,112	182,804
	うち施設整備費等補助金	6,350	26,588	23,431	12,827	9,037	12,035
	うちその他の補助金等	160	1,764	3,142	4,672	6,669	9,920
支出予算額の推移 (単位:百万円)	94,831	200,394	206,031	195,448	192,745	212,776	
利益剰余金(又は繰越欠損金)の推移 (単位:百万円)	1,515	4,824	2,895	2,613	/		
(単位:百万円)	発生要因	平成17年度下期の原子力2法人統合の際に承継した借入金の返済に充当している自己収入の計上等(利益要因)と承継流動資産の費用化等(損失要因)との差額であり、現金の伴わない見かけ上の利益剰余金として計上したものの。					
	見直し案	利益剰余金については会計上の仕組みで発生している現金を伴わない見かけ上のものであるため、現在の会計基準では、その発生は避けられないものである。					
運営費交付金債務残高 (単位:百万円)	7,420	13,445	20,329	19,222	/		
行政サービス実施コストの推移 (単位:百万円)	114,314	252,966	217,783	230,394	(見込み) 199,239	(見込み) 199,239	
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び改善見込み額	引き続き事業の重点化等を図るとともに、事業の効率化を目指し、行政サービス実施コスト施設等の廃止措置に当たっては、運用時に必要となる維持管理費等の削減が見込まれるが、放射性物質による汚染の除去及び廃止により発生する放射						

	<p>性廃棄物の処理・処分のコストが発生する。その状況は施設毎に異なり、詳細な調査と規制当局による許認可を必要とするため、行政サービス実施コストに与える影響を現時点で具体的に示すのは困難である。</p>
<p><b>中期目標の達成状況 (業務運営の効率化に関する事項等) (平成 20 年度実績)</b></p>	<p><b>【業務運営の効率化に関する事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般管理費（公租公課を除く）について、中期目標期間で 15%削減という中期目標に対して、平成 20 年度で対平成 16 年度比約 22.8%削減を達成。</li> <li>・その他の事業費について、毎年 1%以上削減という中期目標に対して、平成 20 年度（J-PARC 運転維持費等の新規・拡充事業及び外部資金のうち廃棄物処理処分負担 金で実施した事業費を除く）で対平成 16 年度比約 14.2%削減を達成。</li> <li>・職員（任期の定めのない者）について、中期目標期間中に 489 名削減(対平成 16 年度末) という中期計画に対して、平成 20 年度末までに 367 人削減を達成。</li> <li>・人件費の削減について、職員（任期の定めのない者）の合理化を中心に取組み、対平成 17 年度比 4%削減という中期計画に対して、平成 20 年度末で約 5.7%削減を達成。</li> <li>・事務・技術職員の給与水準抑制について、対国家公務員年齢勘案指数 119 以下という中期計画に対して、平成 20 年度は 118.4 となった。</li> </ul> <p><b>【財務内容の改善に関する事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己収入の確保について、競争的資金の中期目標期間 5 年間の平均値を対平成 16 年度比 30%増加という中期計画に対し、平成 20 年度だけで対平成 16 年度比約 8.5 倍（約 750%増）を獲得。</li> <li>・固定的経費の節減について、施設（中期目標期間中に新たに稼動を開始する施設を除く）の維持管理費の対前年度 1%以上削減（中期目標期間中の平均）という中期計画に対し、平成 20 年度はもんじゅ、J-PARC、幌延地上施設、低放射性廃棄物処理技術開発施設を除く施設で対平成 19 年度比約 8.2%削減を達成。</li> <li>・随意契約の削減について、中期目標期間中における随意契約による調達件数の割合及び契約総額の割合の平均値をそれぞれ 50%以下及び 60%以下に減少させるという中期計画に対して、平成 20 年度はそれぞれ 25%及び 29%に削減を達成。</li> <li>・関連会社への随意契約の削減について、中期目標期間中における関連会社への随意契約による調達件数の割合及び契約総額の割合の平均値をそれぞれ 40%以下及び 60%以下に減少させるという中期計画に対して、平成 20 年度はそれぞれ 8%及び 11%に削減を達成。</li> </ul> <p><b>【国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・炉心プラズマ研究開発における、「高い圧力のプラズマを定常的に維持する研究開発を進める」という中期目標に対して、JT-60 において長時間運転を可能とする高圧プラズマ状態の 5 秒間維持という世界記録を達成。</li> <li>・大強度陽子加速器（J-PARC）について、100kW の陽子ビーム出力を達成するという中期目標に対して、平成 20 年 12 月にビーム出力 116kW×40 分の運転に成功し、中期目標を早期達成。</li> <li>・原子力の研究、開発及び利用に係る共通的科学技術基盤の高度化における、「新たな原子力利用技術を創出するため、</li> </ul>

材料工学の分野において基礎的研究を実施する」という中期目標に対し、超高純度ステンレス合金の大規模製造技術を開発する等、新たな産業技術の創出に貢献。

- ・産学官の連携による研究開発の推進における、「産業界の意見を機構の業務運営に適切に反映するための仕組みを構築し、そのニーズを適切に把握し、適切な運営に努める」という中期目標に対し、産業界等の協力の下に運営している「原子力エネルギー基盤連携センター」を中心とした連携協力により、高耐食性材料の開発など産業振興に繋がる成果を得た。

## II. 事務及び事業の見直しに係る当初案

<b>法人名</b>	独立行政法人日本原子力研究開発機構		<b>府省名</b>	文部科学省・経済産業省
<b>事務及び事業名</b>	エネルギーの安定供給と地球環境問題の同時解決を目指した原子力システムの研究開発			
<b>事務及び事業の概要</b>	<p>エネルギーの安定供給と地球環境問題の同時解決を目指し、原子力システムに関する以下の研究開発を実施している。</p> <p>(1) 高速増殖炉サイクルの確立に向けた研究開発  (2) 高レベル放射性廃棄物の処理・処分技術に関する研究開発  (3) 原子力システムの新たな可能性を切り開くための研究開発  (4) 民間事業者の原子力事業を支援するための研究開発</p>			
<b>事務及び事業に係る 22 年度予算要求額</b>	<b>国からの財政支出額</b> (対 21 年度当初予算増減額)	1,098 億円 (65 億円)	<b>支出予算額</b> (対 21 年度当初予算増減額)	1,141 億円 (65 億円)
<b>事務及び事業に係る職員数</b> (平成21年1月1日現在)	2,284 人			
<b>事務及び事業の見直しに係る具体的措置</b> (又は見直しの方向性)	<p>①高速増殖炉サイクルの確立に向けた研究開発について、2010 年に実施する評価を踏まえて適切に開発計画を見直す等、状況変化に適切に対応しつつ、高速増殖炉サイクル研究開発の中核機関として研究開発を着実に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原子炉：実証炉の建設を念頭に、民間事業者と共に適切な体制を構築し、民間事業者への技術移転を適切に実施。</li> <li>・ 燃料製造：実証炉燃料製造に向けて合理的な推進方策を検討。</li> <li>・ 再処理技術：「軽水炉から高速増殖炉への移行期」を念頭に置きつつ、研究開発を推進。</li> </ul> <p>なお、高速増殖炉原型炉「もんじゅ」については、性能試験を完了して本格運転を開始し、「運転経験を通じたナトリウム取扱技術の確立」及び「発電プラントとしての信頼性の実証」という所期の目的を達成するために、原子炉の運転及び設備管理の実績を積み重ねていく。</p> <p>②高レベル放射性廃棄物の処理・処分技術に関する研究開発について、原子力発電環境整備機構の処分事業と国が行う安全規制へ有効に活用されるべく、高レベル放射性廃棄物の処分技術に関する研究開発を着実に実施するとともに、原子力発電環境整備機構への技術移転を適切に実施する。また、国民との相互理解促進への貢献を強化する。</p> <p>③原子力システムの新たな可能性を切り開くための研究開発について、国際協定に基づく ITER 機構への貢献を強化し、ITER 計画及び BA 活動を着実かつ効率的に実施するとともに、大学等の研究者との共同企画・共同研究を行うことにより、核融合研究者・技術者の人材育成を適切に実施する。</p>			
※[ ]内は整理合理化計画の該当箇所の記述				

	<p>④民間事業者の原子力事業を支援するための研究開発について、これまでの軽水炉再処理技術開発（平成 17 年度末の役務再処理終了までの技術開発成果）については、平成 27 年度末までに民間に移転し、<u>高レベル放射性廃液のガラス固化処理技術に関する当面の課題と技術の高度化についての支援を強化するとともに</u>、民間事業者との調整を踏まえ、高燃焼度燃料再処理試験に着手する。[機構の行う研究開発は、実証・実用段階に達したものは民間主体に移転しているところであり、これまでの軽水炉再処理開発技術については、平成 27 年度末までに民間に移転する。]</p> <p>⑤本事業に係る施設等のうち、<u>研究が終了又は中止したものについて廃止措置に移行する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ウラン濃縮研究棟（H24）</li> <li>・東濃鉱山（H22）</li> <li>・ナトリウムループ施設（H23）</li> <li>・B 棟（H25）</li> <li>・FP 利用実験棟（RI 利用開発棟）（H22）</li> </ul> <p>「ふげん」、「自由電子レーザー（FEL）」、「むつ地区燃料・廃棄物取扱棟」等の施設の廃止については、平成 20 年度末までに着手年度及び完了年度を決定する。]</p>
<p>行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)</p>	<p>施設等の廃止措置に当たっては、運用時に必要となる維持管理費等の削減が見込まれるが、放射性物質による汚染の除去及び廃止により発生する放射性廃棄物の処理・処分のコストが発生する。その状況は施設毎に異なり、詳細な調査と規制当局による許認可を必要とするため、行政サービス実施コストに与える影響を現時点で具体的に示すのは困難である。</p>
<p>上記措置を講ずる理由</p>	<p>①エネルギー資源に乏しい我が国においては、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム、ウラン等を有効利用する核燃料サイクルの確立を国の基本方針としており、原子力政策大綱等に基づき、段階的な評価を実施しつつ、民間事業者への技術移転等を念頭に研究開発を推進することが必要。</p> <p>②高レベル放射性廃棄物の地層処分については、実施主体である原子力発電環境整備機構だけでなく原子力機構においても、適切な役割分担と相互連携の下、技術の信頼性向上及び評価手法の高度化等を図りつつ、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律に基づく処分場操業開始のための理解促進活動の強化が必要。</p> <p>③平成 19 年に ITER 協定及び BA 協定が発効し、原子力機構は ITER 計画の国内機関、BA 活動の実施機関として国から指定を受け、これらの国際プロジェクトを着実に実施していく必要がある。また、国内における炉心プラ</p>

ズマ及び核融合工学研究の中核的機関としての役割を果たしていく必要がある。

④軽水炉再処理技術については平成 17 年度で終了し、平成 27 年度末までに民間に技術移転を行うこととなっているが、六ヶ所再処理工場におけるガラス固化技術に関する課題については、工場の本格操業に向けて支援の強化が必要であるとともに、将来必要となる高燃焼度燃料再処理試験の着手に向けた取組が求められている。

⑤研究が終了又は中止した施設等については、除染等の廃止措置のための費用を要するものの、廃止しなかった場合に長期にわたって必要となる安全確保のための維持管理費等を削減することができる。

**【廃止又は民営化した場合の問題点】**

本事業は、エネルギーの安定供給と地球環境問題という国家レベルの課題解決のため長期にわたり多額の費用を必要とする研究開発であり、原子力基本法第 7 条に規定される我が国唯一の原子力研究開発機関である原子力機構が担うべき事業である。仮に廃止又は民営化した場合、当該事業が実施されなくなり、我が国の将来のエネルギーの安定供給及び地球温暖化対策に大きな問題が発生するおそれがある。

**【他法人等への移管・一体的実施した場合の問題点】**

本事業は原子力機構が担うべき事業であり、本事業を実施できる法人は他に無い。

**【他の事務及び事業との統合した場合の問題点】**

本事業は、原子力機構が担っている他の事業と類似性のないものであり、仮に他の事業と統合した場合、異なる性質の業務を一つの事業として行うことになり、効率性を損なう。

法人名	独立行政法人日本原子力研究開発機構	府省名	文部科学省・経済産業省	
事務及び事業名	量子ビームの利用のための研究開発			
事務及び事業の概要	<p>科学技術分野における優れた成果の創出に貢献し、先端的な科学技術分野の発展や産業活動の促進に資するため、量子ビームに関する以下の研究開発を実施している。</p> <p>(1) 多様な量子ビーム施設・設備の戦略的整備とビーム技術開発  (2) 量子ビームを利用した先端的な測定・解析・加工技術の開発  (3) 量子ビームの実用段階での本格利用を目指した研究開発</p>			
事務及び事業に係る 22 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 21 年度当初予算増減額)	244 億円 (34 億円)	支出予算額 (対 21 年度当初予算増減額)	248 億円 (34 億円)
事務及び事業に係る職員数 (平成21年1月1日現在)	673 人			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>大強度陽子加速器施設 (J-PARC) について、第 1 期計画における本格施設整備の完了を受けて、「特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律」等に基づき施設の供用運転を実施するとともに、更なる施設の高度化を図るため陽子ビーム出力の向上を実施する。施設の運営に当たっては、類似する委託業務の一括契約等を図り、経費の圧縮等運営の効率化を図る。[大強度陽子加速器施設 (J-PARC) については、平成 19 年度末を目途に経費の圧縮等運営の効率化の方向性について結論を得る。]</p>			
※[ ]内は整理合理化計画の該当箇所の記述				
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	<p>建設段階から運転段階に移行することにより、当該事業に係るコストは減少することになるが、運転等に係る経費については、現在が移行段階であり、また、施設内の機器毎に異なっており、詳細な検討を必要とすることから、行政サービス実施コストに与える影響を現時点で具体的に示すことは困難である。</p>			
上記措置を講ずる理由	<p>J-PARC は平成 20 年度で I 期計画による施設整備が終了した。今後は建設段階から運用段階に移行し、平成 21 年度から供用運転が本格化することになる。</p> <p>従来、中性子、荷電粒子・放射性同位元素等の量子ビームテクノロジーにより、ライフサイエンスやナノテクノロジー等の様々な分野で先端的な技術が開発され、産業活動の促進に寄与してきた。J-PARC は世界最高性能のパルス中性子を利用した先端科学研究を行うための中性子実験装置等を有しており、物質科学、生命科学等、基礎科学から産業応用までの幅広い分野での成果が期待されている。</p> <p>【廃止又は民営化した場合の問題点】  当該事業は、上記の成果創出への期待を踏まえて、我が国の研究基盤の強化を図るものであり、科学技術の発展</p>			

と我が国の産業活動の振興の観点から国が措置すべき事業であり、民間に当該事業の大規模な施設を管理・維持運営し、さらには高度な研究開発活動をも実施する組織が存在しないことから、民営化は困難である。

また、当該事業を実施する上では、原子力についての先端的な知見が必須であるとともに、原子力についての安全の確保が大前提であり、大規模な設備を維持・管理する能力が必要とされることから、原子力基本法第7条に規定される我が国唯一の原子力研究開発機関であり、長年にわたって大規模な原子力施設を維持・管理してきた原子力機構において引き続き担うべき事業である。

【他法人等への移管・一体的実施した場合の問題点】

量子ビームを分析・解析手段として扱う法人等は存在しているが、社会ニーズの変化に対応して、これまでにないより高性能な量子ビームの開発や、こうした量子ビームを発生させる大規模かつ高出力の施設を放射線防護の観点等から安全に運用・維持管理し、我が国の科学技術の発展、産業活動の促進を図っていくためには、原子力に関する高度な知見を有し、研究開発や施設の運用・維持管理の実績がある原子力機構が必要不可欠であり、本事業を実施できる法人は他に無い。

【他の事務及び事業との統合した場合の問題点】

本事業は、原子力機構が担っている他の事業と類似性のないものであり、仮に他の事業と統合した場合、異なる性質の業務を一つの事業として行うことになり、効率性を損なう。

法人名	独立行政法人日本原子力研究開発機構	府省名	文部科学省・経済産業省
事務及び事業名	原子力の研究、開発及び利用の安全の確保と核不拡散に関する政策に貢献するための活動		
事務及び事業の概要	<p>原子力の研究、開発及び利用の安全の確保と核不拡散に関する政策に貢献するため、以下の活動を実施している。</p> <p>(1) 安全研究とその成果の活用による原子力安全規制行政に対する技術的支援</p> <p>(2) 原子力防災等に対する技術的支援</p> <p>(3) 核不拡散政策に関する支援活動</p>		
事務及び事業に係る 22 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 21 年度当初予算増減額)	49 億円 (△2 億円)	支出予算額 (対 21 年度当初予算増減額) 49 億円 (△3 億円)
事務及び事業に係る職員数 (平成21年1月1日現在)	284 人		
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>①「原子力の重点安全研究計画（第 2 期）」等に基づいて、原子力安全に係る科学技術的基盤となる安全研究を実施し、安全規制の科学的合理性の向上等を図る。</p> <p>②核不拡散に関する国際貢献等を引き続き実施するとともに、核燃料サイクル技術に係る核不拡散、保障措置等の技術開発を実施する。</p> <p>③本事業に係る施設等のうち、<u>研究が終了又は中止したものについて廃止措置に移行する。</u></p> <p>・保障措置技術開発試験室施設（SGL）（H24）</p> <p>〔「ふげん」、「自由電子レーザー（FEL）」、「むつ地区燃料・廃棄物取扱棟」等の施設の廃止については、平成 20 年度末までに着手年度及び完了年度を決定する。〕</p>		
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	<p>施設等の廃止措置に当たっては、運用時に必要となる維持管理費等の削減が見込まれるが、放射性物質による汚染の除去及び廃止により発生する放射性廃棄物の処理・処分のコストが発生する。その状況は施設毎に異なり、詳細な調査と規制当局による許認可を必要とするため、行政サービス実施コストに与える影響を現時点で具体的に示すのは困難である。</p>		
上記措置を講ずる理由	<p>①平成 21 年 6 月に第 2 期の原子力の重点安全研究計画が原子力安全委員会により策定されたことを踏まえ、我が国唯一の原子力研究開発機関として必要な研究開発を実施する必要がある。</p> <p>②核不拡散については、国際原子力機関を中心とした国際協力が必要不可欠であり、六ヶ所再処理工場の本格操業を見据えた技術開発の実施が必要である。</p>		

③研究が終了又は中止した施設等については、除染等の廃止措置のための費用を要するものの、廃止しなかった場合に長期にわたって必要となる安全確保のための維持管理費等を削減することができる。

**【廃止又は民営化した場合の問題点】**

多数の原子力施設が存在している我が国においては、その安全管理と緊急事態に関する研究開発については、国が責任を持って行うべきものであり、核不拡散については国際社会の一員として義務を果たすべきものである。また、原子力の利用に当たっては、原子力事業者自らが安全を確保することが大前提であり、それに係る業務を廃止又は他者に委任することはできない。したがって、本事業については、廃止することはできず、原子力基本法第7条に規定される我が国唯一の原子力研究開発機関である原子力機構が担うべき事業である。

**【他法人等への移管・一体的実施した場合の問題点】**

本事業は、安全研究及び核不拡散研究に不可欠な施設・設備を有し、原子力に関する研究開発を行っている原子力機構が実施することが最も効率的である。

**【他の事務及び事業との統合した場合の問題点】**

本事業は、原子力機構が担っている他の事業と類似性のないものであり、仮に他の事業と統合した場合、異なる性質の業務を一つの事業として行うことになり、効率性を損なう。

<b>法人名</b>	独立行政法人日本原子力研究開発機構	<b>府省名</b>	文部科学省・経済産業省
<b>事務及び事業名</b>	自らの原子力施設の廃止措置及び放射性廃棄物の処理・処分に係る技術開発		
<b>事務及び事業の概要</b>	<p>原子力機構の原子力施設の廃止措置、放射性廃棄物処理処分を進めるとともに、合理的な廃止措置や放射性廃棄物の処理・処分に資するため、以下の技術開発を実施している。</p> <p>(1)原子力施設の廃止措置に必要な技術開発  (2)放射性廃棄物の処理・処分に必要な技術開発</p>		
<b>事務及び事業に係る 22 年度予算要求額</b>	<b>国からの財政支出額</b> (対 21 年度当初予算増減額)	302 億円 (27 億円)	<b>支出予算額</b> (対 21 年度当初予算増減額) 331 億円 (27 億円)
<b>事務及び事業に係る職員数</b> (平成21年1月1日現在)	622 人		
<b>事務及び事業の見直しに係る具体的措置</b> (又は見直しの方向性)	<p>①原子力施設の廃止措置及び発生した放射性廃棄物の処理・処分に当たっては、安全を確保することはもとより、計画的かつ効率的に進めることが必要であり、自らの経験に基づいた合理的な廃止措置及び処理・処分の技術開発を実施する。</p> <p>②低レベル放射性廃棄物の埋設処分について、国が定めた方針に基づき、事業の透明性及び信頼性を確保するとともに、経済性に配慮した合理的な埋設処分業務を国と一体となり、関係機関の協力を得つつ実施する。</p> <p>③本事業に係る施設等のうち、<u>研究が終了又は中止したものについて廃止措置に移行する。</u>  ・液体処理場 (H22)  「[ふげん]」、「自由電子レーザー (FEL)」、「むつ地区燃料・廃棄物取扱棟」等の施設の廃止については、平成 20 年度末までに着手年度及び完了年度を決定する。]</p>		
<b>行政サービス実施コストに与える影響</b> (改善に資する事項)	<p>施設等の廃止措置に当たっては、運用時に必要となる維持管理費等の削減が見込まれるが、放射性物質による汚染の除去及び廃止により発生する放射性廃棄物の処理・処分のコストが発生する。その状況は施設毎に異なり、詳細な調査と規制当局による許認可を必要とするため、行政サービス実施コストに与える影響を現時点で具体的に示すのは困難である。</p>		

上記措置を講ずる理由

- ①原子力施設の廃止措置事例は少なく、放射性物質に汚染された機器の解体方法等について、確立された技術は極めて少なく、現在廃止措置に着手している施設における経験から知見等を蓄積し、必要な技術開発を行う必要がある。
- ②独立行政法人日本原子力研究開発機構法が改正され（平成 20 年 9 月 1 日施行）、同法第 18 条第 1 項の規定に基づき、国として定める「埋設処分業務の実施に関する基本方針」が平成 20 年 12 月に決定されたことを踏まえ、埋設処分事業を適切に実施する必要がある。
- ③研究が終了又は中止した施設等については、除染等の廃止措置のための費用を要するものの、廃止しなかった場合に長期にわたって必要となる安全確保のための維持管理費等を削減することができる。

【廃止又は民営化した場合の問題点】

原子力施設の廃止措置については、法令等に基づき、安全確保を大前提に、設置者の責任において進めるべきものである。また、その実施事例は少なく、未だ技術が確立されてはいない。したがって、本事業は、多数の原子力施設を保有し、原子力基本法第 7 条に規定される我が国唯一の原子力研究開発機関である原子力機構が担うべき事業である。放射性廃棄物については、発生者責任の原則に則り、原子力事業者自らが行うべきことから、本事業を廃止又は民営化することはできない。

【他法人等への移管・一体的実施した場合の問題点】

上記の通り、本事業を他法人等へ移管・一体的実施することはできない。

【他の事務及び事業との統合した場合の問題点】

本事業は、原子力機構が担っている他の事業と類似性のないものである。仮に他の事業と統合した場合、異なる性質の業務を一つの事業として行うことになり、効率性を損なうことになる。

法人名	独立行政法人日本原子力研究開発機構	府省名	文部科学省・経済産業省
事務及び事業名	原子力の研究、開発及び利用に係る共通的科学技術基盤の高度化		
事務及び事業の概要	原子力の研究、開発及び利用に係る共通的科学技術基盤の高度化のため、以下の研究開発を実施している。 (1)原子力基礎工学 (2)先端基礎研究		
事務及び事業に係る 22 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 21 年度当初予算増減額)	159 億円 (60 億円)	支出予算額 (対 21 年度当初予算増減額) 160 億円 (60 億円)
事務及び事業に係る職員数 (平成21年1月1日現在)	486 人		
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)  ※[ ]内は整理合理化計画の該当箇所の記述	<p>①原子力の基礎・基盤技術として、核工学・炉工学の研究及び環境・放射線工学の研究等を持続的に実施し、核データの整備や安全解析ソフトの整備等の充実を図り、我が国の原子力研究開発の維持・強化を行う。</p> <p>②本事業に係る施設等のうち、研究が終了又は中止したものについて廃止措置に移行する。 ・モックアップ試験室建家 (H22) [「ふげん」、「自由電子レーザー (FEL)」、「むつ地区燃料・廃棄物取扱棟」等の施設の廃止については、平成 20 年度末までに着手年度及び完了年度を決定する。]</p>		
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	施設等の廃止措置に当たっては、運用時に必要となる維持管理費等の削減が見込まれるが、放射性物質による汚染の除去及び廃止により発生する放射性廃棄物の処理・処分のコストが発生する。その状況は施設毎に異なり、詳細な調査と規制当局による許認可を必要とするため、行政サービス実施コストに与える影響を現時点で具体的に示すのは困難である。		
上記措置を講ずる理由	<p>①平成 20 年 7 月に原子力委員会が策定した「地球温暖化対策に貢献する原子力の革新的技術ロードマップ」、平成 21 年 6 月に原子力安全委員会が策定した「原子力の重点安全研究計画 (第 2 期)」等に基づき、我が国の原子力研究開発の維持・強化を行う必要がある。</p> <p>②研究が終了又は中止した施設等については、除染等の廃止措置のための費用を要するものの、廃止しなかった場合に長期にわたって必要となる安全確保のための維持管理費等を削減することができる。</p> <p>【廃止又は民営化した場合の問題点】 本事業は、高速増殖炉サイクル実用化研究開発や高レベル放射性廃棄物の処理・処分技術に関する研究開発、安</p>		

	<p>全研究等の基盤となるものであり、本事業を廃止することは基盤技術の発展を阻害するばかりでなく、プロジェクト研究や様々な工学研究の発展に支障をきたすことになりかねないため、廃止することはできない。</p> <p>【他の事務及び事業との統合した場合の問題点】</p> <p>本事業は機構が推進しているプロジェクトの横断的な基盤となる研究開発であり、各プロジェクトのいずれか一つと統合したとしても、他のプロジェクトとの連携に支障をきたす恐れがある。なお、本事業は各プロジェクトで密接な連携の下で行っている。</p>
--	--

法人名	独立行政法人日本原子力研究開発機構	府省名	文部科学省・経済産業省
事務及び事業名	産学官との連携の強化と社会からの要請に対応するための活動		
事務及び事業の概要	<p>産学官との連携の強化と社会からの要請に対応するため、以下の活動を実施している。</p> <p>(1) 研究開発成果の普及とその活用の促進  (2) 施設・設備の外部利用の促進  (3) 特定先端大型研究施設の共用の促進  (4) 原子力分野の人材育成  (5) 原子力に関する情報の収集、分析及び提供  (6) 産学官の連携による研究開発の推進  (7) 国際協力の推進  (8) 立地地域の産業界等との技術協力  (9) 社会や立地地域の信頼の確保に向けた取り組み  (10) 情報公開及び広聴・広報活動</p>		
事務及び事業に係る 22 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 21 年度当初予算増減額)	195 億円 (17 億円)	支出予算額 (対 21 年度当初予算増減額) 198 億円 (16 億円)
事務及び事業に係る職員数 (平成21年1月1日現在)	334 人		
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>① 展示施設について、利用率の向上、一部機能の見直し、支出の抑制、一部施設の有料化等、平成 19 年度末に示したアクションプランを引き続き着実に実施する。[展示施設については、地域住民の理解と信頼の醸成を効果的に実施するため、平成 19 年度末までに数値目標等を盛り込んだアクションプランを策定し、展示施設の利用効率等の向上を図るとともに、有料化の是非について検討する。]</p> <p>② 国内の産学官の原子力人材育成ニーズ及びアジア地域の原子力人材育成ニーズに対応し、原子力分野の人材育成及び国際協力を強化する。</p>		
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	展示施設について、平成 21 年度に各施設の経費の削減を平成 20 年度比 1%減(約 7 百万)を目標として取り組んでいるところであり、来年度以降については、本年度の状況を踏まえて検討することとなる。		

上記措置を講ずる理由

①原子力の研究、開発及び利用の推進に当たっては、十分な情報公開と、原子力施設の周辺住民の理解が不可欠であることから、立地地域の展示施設において理解促進活動を実施することが必要不可欠であるが、費用対効果を考慮した見直しが必要である。

②アジア諸国において、原子力発電導入・拡大計画を検討、策定する国が増加しており、これらに対し、原子力協力に関する文書の締結等により、技術支援や安全規制に係る制度整備等の協力を強化する必要がある。

・カザフスタン：2017年運転開始予定、2007年4月協力文書締結

・インドネシア：2016～2017年運転開始予定、2007年11月協力文書締結

・ベトナム：2020年運転開始予定、2008年5月協力文書締結

・タイ：2020年運転開始予定、協力文書交渉中 等

【廃止又は民営化した場合の問題点】

原子力機構は、原子力二法人統合以前より長年にわたって様々な知見を蓄積してきている。本事業はこれらについて社会からの要請に対応するため、産学官連携により技術の実用化に向けた取組や人材育成等を行うものである。長年の研究開発投資による研究成果の還元及び技術の継承は機構の責務であり、これを廃止することはできず、他者が代わって実施することもできない。国際協力についても同様に、廃止や民営化すべきものではない。また、情報公開及び広報・広聴活動は原子力事業者が責任を持って行うものである。

【他法人等への移管・一体的実施した場合の問題点】

本事業は、原子力事業者自身が実施すべきものであり、他法人等への移管・一体的実施には馴染まない。

【他の事務及び事業との統合した場合の問題点】

本事業は、原子力機構が担っている他の事業と類似性のないものであり、仮に他の事業と統合した場合、異なる性質の業務を一つの事業として行うことになり、効率性を損なうだけで統合する意味は無い。

### Ⅲ. 組織の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人日本原子力研究開発機構		府省名	文部科学省・経済産業省
見直し項目	法人形態の見直し	支部・事業所等の見直し	組織体制の整備	非公務員化
<b>組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)</b>  <small>※[ ]内は整理合理化計画の該当箇所の記述</small>	該当なし。	該当なし。	基礎・基盤研究部門とプロジェクト研究開発部門との連携等、組織間の連携・融合の強化を図り、研究成果の有効利用と民間移転を強化する。また、運営管理部門と事業推進部門の合理化を図り、経営のリーダーシップを強化する。	該当なし。
<b>上記措置を講ずる理由</b>			部門間の知識の連携・融合を強化することにより、グッドプラクティスの共有、法令遵守体制の強化等により、効率的な研究開発が必要。また、経営管理体制の強化により、安全管理、核物質管理及び品質保証活動の継続的な強化が必要。	

IV. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人日本原子力研究開発機構		府省名	文部科学省・経済産業省
見直し項目	業務運営体制の整備	随意契約の見直し	給与水準の適正化	保有資産の見直し
<p>運営の効率化及び自律化に係る見直し案の具体的措置（又は見直しの方向性）</p> <p>※[ ]内は整理合理化計画の該当箇所の記述</p>	<p>①e-ラーニングやチェックシート作成による許認可の確認等を継続する。</p> <p>②引き続き、職員を対象とした研修会、PDCA サイクル、客観的評価、ISO の積極的取得及び品質保証活動等について、全拠点の品質保証活動に展開する。</p> <p>[コンプライアンス・内部統制については、これまでの取組を再考し、効果を上げていない取組を見直すとともに独自の取組を開始して、機構のコンプライアンス・内部統制向上に向けた姿勢をより鮮明にする。具体的には、各拠点におけるチェックシート作成による許認可の確認を行うとともに、引き続きPDCA サイクルの実施、客観的評価の実施、ISO の積極的取得、品質保証活動等の取組を進め、一層の強化を図る。]</p>	<p>随意契約については、核物質防護等の制約のあるもの以外について、内部規定に基づく一般競争入札の導入を促進する。</p>	<p>類似の業務を営む民間企業との水準を注視しつつ、事務・技術職員の給与水準の適正化を検討する。</p>	<p>①使用されていない宿舎・宿舎跡地について、売却手続きを進める。</p> <p>②那珂核融合研究所の未利用地（西地区）について、平成 26 年度頃に売却等手続きを行う。</p> <p>[使用されていない宿舎、宿舎跡地については、平成 19 年度末までに売却等方針を決定する。また、昭和 30 年代に建設され老朽化した宿舎及び入居率が低調な宿舎、「那珂核融合研究所の未利用地（西地区）」については、平成 20 年度末までに売却等方針を決定する。]</p> <p>③各地区の宿舎の入居率の目標 85%以上を目指す。</p> <p>④分室について、上斎原分室の廃止、櫛川分室、土岐分室及び下北分室の宿舎への転用を行う。</p> <p>[青山、下北、櫛川、土岐等分室については、利用実績等を勘案し、平成 20 年度中に廃止・売却を含め、そ</p>

				の在り方について検討を行う。]
上記措置を講ずる理由	整理合理化計画に基づき、当該措置を実施する。	原子力分野については、核物質防護等の観点から、一部の業務については専門の知識や許認可等を取得した事業者でないと対応できないものがある。そういった業務を除き、可能な限り一般競争入札の導入が可能な方法を採用し、随意契約の見直しを図る。	類似の業務を営む民間企業の給与水準と比較すれば、ラスパイレス指数は低いものの、職員の平均年齢が高いことから、国家公務員に対するラスパイレス指数が高く、国民の理解を得られるラスパイレス指数の水準にする必要がある。	整理合理化計画に基づき、平成20年3月に方針を決定したもの。分室については、弁護士及び公認会計士等の外部委員の意見を踏まえて決定している。

法人名	独立行政法人日本原子力研究開発機構		府省名	文部科学省・経済産業省
見直し項目	自己収入の増大	官民競争入札等の導入		
<p data-bbox="197 655 584 767"><b>運営の効率化及び自律化に係る 見直し案の具体的措置 (又は見直しの方向性)</b></p> <p data-bbox="181 823 600 847">※[ ]内は整理合理化計画の該当箇所の記述</p>	<p data-bbox="667 296 1003 647">国等による大型公募事業の継続を前提とした上で、 ①平成 26 年度の自己収入額（売電収入を除く）を平成 20 年度実績額の 3%増。 ②平成 22 年度から平成 26 年度の 5 年間の自己収入額として合計 882 億円。 を目指す。</p> <p data-bbox="667 655 1003 887">また、「もんじゅ」の売電収入を性能試験から第 1 サイクルまで 30 億円とするが、性能試験及び本格運転の計画が明確になった時点で目標を見直す。</p> <p data-bbox="667 895 1003 1209">[共同研究資金の獲得、競争的資金の獲得、施設利用料の増大、寄附金の増大、間接経費・受託収入、売電収入等のその他収入についてそれぞれ定量的な目標を平成 20 年度中に策定し、経営の効率化を図る。]</p>	<p data-bbox="1032 296 1368 1007">「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」において、原子炉設置者等は原子炉施設の保全、原子炉の運転、核燃料物質等の運搬、貯蔵又は廃棄について、保安のために必要な措置を講じなければならないとされており（第 35 条：保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置）、原子力機構が許可を受けた原子力施設の運転・保守、特定核燃料物質の防護については自らがその責を有するため、官民競争入札の導入は難しいと考える。</p>		

<p>上記措置を講ずる理由</p>	<p>整理合理化計画に基づき、自己収入の増大を目指す。ただし、「もんじゅ」の売電収入については、安全確保を大前提とした設備管理を行うため、計画変更に従って見直しを行うこととする。</p>			
-------------------	---	--	--	--